

# 山梨県公報

第千二百六十三号

平成十四年

二月七日

木曜日

## 目次

### 告示

土地収用事業の認定	六一
道路の区域変更(二件)	六一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	六一
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	六一
公告	六一
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六一
一般競争入札について	六一
公安委員会	六一
遊技機の型式の検定	六四

## 告示

### 山梨県告示第二十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称  
忍野村
- 二 事業の種類  
(仮称)忍野村生涯学習公園建設事業
- 三 起業地  
収用の部分 南都留郡忍野村大字忍草字奥山尾田内地内  
使用の部分 なし

### 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

忍野村役場公園準備室

### 山梨県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎昇仙峡線
- 三、道路の区域

区	間	
	旧別	新
葦崎市大字穂坂町字柳平三八一番の一地先から 葦崎市大字穂坂町字柳平四〇〇番地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	七・〇 八・四	八・六 一一・二
	延長 (メートル)	延長 (メートル)
	一四〇・〇	一四〇・〇

### 山梨県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三、道路の区域

区	間	
	旧別	新
北都留郡上野原町西原字格沢三二〇七番の五地先から	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	三・三 一一・三	三・三 一一・三
	延長 (メートル)	延長 (メートル)
	一七五・〇	一七五・〇

北都留郡上野原町西原字貉沢三二六〇番の  
一地先まで

新	
八・三丁 一〇・二	一一二・五
三・三丁 一二・三	一七五・〇

山梨県告示第三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、  
山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天 野 建

急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一 号から標柱番号十一号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号一 号と標柱番号十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
		一	南巨摩郡		身延町		身延		町方	三三三 九九九 四四四 八八八
		二	同		同		同		同	三三三 九九九 四四四 八八八
		三	同		同		同		同	三三三 九九九 四四四 八八八
		四	同		同		同		同	三三三 九九九 四四四 八八八
		五	同		同		同		同	三三三 九九九 四四四 八八八

山梨県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営  
土地改良事業（一宮北部地区県営畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり  
関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類  
県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間  
平成十四年二月八日から平成十四年三月七日まで

三 縦覧場所  
一宮町役場

四 異議申立期間  
平成十四年三月八日から平成十四年三月二十二日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のと  
り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センタ  
ーに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあった年月日 平成十四年一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並  
びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 南アルプス山の学校

2 代表者の氏名 曾根原久司

3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡白州町横手二千九百十番地の二

4 定款に記載された目的

この法人は、日本人ひとりひとりのよりよい生き方・働き方の実現のために、こ  
れまでの会社を中心とした生き方（ライフスタイル）、働き方（ワークスタイル）  
を見直し、社会全体の中での自分の位置づけを再確認し、ひとりひとりの人生を  
「再構築（リストラクチャリング）」、「再設計（リデザイン）」する教育事業を行い、  
もって日本社会に生きる人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月  
十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも  
のである。

平成十四年二月七日

山梨県知事 天 野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

県政だより「ふれあい」平成十四年五月号から翌年四月号まで 一号につき三十一万八千部

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

入札説明書で別に指定するものとする。

4 納入場所

知事が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第九九号）の一に定める競争入札に参加することが出来る者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の一の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年二月十九日午後一時 県民会館四〇二会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年三月二十六日午後一時 山梨県庁県民情報プラザ会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十四年三月二十五日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると知事が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured  
Yamanashi Prefecture's newsletter "Fureai"-318,000copies of each edition  
from May 2002 to April 2003 (318,000 x 12 copies)

2 Date and time for tender

1:00PM March 26,2002

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan  
TEL 055-223-1395

## 公安委員会

遊技機の型式の検定  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年二月六日までとする。  
平成十四年二月七日

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種別及び区分	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
日本回胴式遊技機工業株式会社 代表取締役 吉田秀一 東京都千代田区内神田一丁目 五番四号ミヤコビル五階	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	エルフ ド リーム 1	日本回胴 式遊技機 工業株式 会社	一四〇四六七
豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第三) 動役物 第三種特別電 動役物	C Rギン ギンタク A シー2号	豊丸産業 株式会社	一一〇六一三
豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第三) 動役物 第三種特別電 動役物	C Rギン ギンタク A シー3号	豊丸産業 株式会社	一一〇六一五
京楽産業株式会社 代表取締役	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第三) 動役物 第三種特別電 動役物	C Rグラ	京楽産業 株式会社	一〇〇六二二

役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物 第一種特別電 動役物	タイ Z 2	株式会 社	
京楽産業株式会社 代表取締役 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物 第一種特別電 動役物	C Rグラ ダイ X 1	京楽産 業株式 会社	一〇〇六五一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 番二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	A アラジ ン	サミー株 式会社	一四〇六二五
株式会社大一商会 代表取締役 役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物 第二種特別電 動役物	C Rプッ チモン	株式会 社大一 商会	一一〇五九〇
株式会社エレコ 代表取締役 小森富美雄 東京都江東区有明三丁目一番 地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	オオ タ コ ス ロ 2	株式会 社エレ コ	一四〇六三〇
株式会社ソフィア 代表取締役 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物 第一種特別電 動役物	C R福 ふ く 神 S	株式会 社ソフ ィア	一〇〇六三七
株式会社ソフィア 代表取締役 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物 第一種特別電 動役物	福 ふ く 神 S V	株式会 社ソフ ィア	一〇〇六三九
株式会社三共 代表取締役 壽島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物 第一種特別電 動役物	C Rフイ ー バ ー ド デ カ ザ ウ	株式会 社三共	一〇〇六四〇

六〇番地	第一号イ（別表第二） 動第一種特別電 動役物	ルスJ1		
株式会社ダイドー 代表取締役 久治 實田 東京都渋谷区東二丁目三番 三三三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ダイク スライカ ト	株式会社 ダイドー	一四〇六三一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番